

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱（平成21年10月14日21健食第 250 号）の全部を改正する。

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、名古屋市食の安全・安心条例（平成19年名古屋市条例第54号）第19条に基づく制度として、食品衛生法（昭和22年法律第 233 号。以下「法」という。）第51条に規定される衛生管理に取り組む食品等事業者の宣言を認定し、その取組みを広く周知することにより、HACCP に沿った衛生管理の定着を支援するとともに、消費者の HACCP の認知度向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 食品等事業者

法第 3 条第 1 項に規定する食品等事業者をいう。

(2) 食品営業施設

法第55条第 1 項若しくは食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第 2 条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第52条第 1 項の規定により許可を受けた施設又は法第57条第 1 項の規定により届出を行った施設（ただし、食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229 号）第 1 条に規定する材質の原材料が使用された器具又は容器包装の製造をする営業施設は除く。）をいう。（法第68条第 3 項において準用する場合を含む。）

(3) なごや HACCP 自主管理宣言

食品等事業者が第 4 条第 1 号の宣言を行うことをいう。

(4) 認定

市長が第 5 条第 1 項の届出に基づいて、当該施設における自主的な衛生管理の取組み意欲その他取組み姿勢を認めることをいう。

（認定の対象）

第 3 条 認定の対象は、市内に所在する食品営業施設とする。ただし、次の各号に掲げる営業は除く。

(1) 自動車による飲食店営業、魚介類販売業及び食肉処理業

(2) 名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年条例第47号）第 2 条第 1 項第27号アに掲げる「短期営業」、「臨時営業」及び「露店営業」

(3) 自動車、列車、船舶、露店、イベント等における営業届出業種の営業

(4) 営業許可・営業届出の対象となる自動販売機による販売業

(5) 列車、船舶における飲食店営業

(認定要件)

第4条 認定要件は、以下に掲げる全ての事項を満たすこととする。

- (1) 法第51条第2項の規定により公衆衛生上必要な措置を定め、それに基づいて衛生管理を行っている旨を宣言していること。
- (2) 前号の宣言に係る事務の遂行に必要な限度で、本市が保有する営業許可及び届出に係る情報（個人情報を含む。）を利用することに同意していること。
- (3) 第9条の規定による公表に同意していること。
- (4) 第15条第1項の規定により認定を取り消された施設にあっては、その取消しの日から起算して1年を経過していること。
- (5) 食品等事業者は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(宣言の届出)

第5条 この要綱に基づく認定を受けようとする食品等事業者は、認定を受けようとする食品営業施設ごとに、名古屋市長あて宣言の届出を行う。

- 2 宣言の届出は、次に掲げる事項等を記載した宣言届出書（様式第1号）に自己点検票（様式第2号）を添えて提出する方法によるものとする。
 - (1) 食品等事業者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、所在地、代表者の氏名）
 - (2) 食品営業施設の所在地
 - (3) 食品営業施設の名称、屋号又は商号
 - (4) 食品安全に関する民間認証等（次項に掲げるものに限る。）を有し、かつ、第9条第2項第5号に規定する事項として第9条第1項の規定により公表されることを希望する場合は、その名称及び有効期間
- 3 前項第4号に規定する食品安全に関する民間認証等は、次に掲げる認証規格とする。
 - (1) 国際標準化機構（ISO）が策定したISO22000（公益財団法人日本適合性認定協会に認定された認証機関による認証又はそれと同等の認証に限る。）
 - (2) 世界食品安全イニシアチブ（GFSI）に承認された認証規格
 - (3) 一般財団法人食品安全マネジメント協会が作成したJFS-B Plus規格、JFS-B規格
- 4 第2項第4号の事項にあっては、食品安全に関する民間認証等を取得していることを証する書類の写しを添付する。
- 5 次の場合は、新たな宣言の届出を行うものとする。
 - (1) 認定施設が第2項第3号の食品営業施設の名称、屋号又は商号を変更した場合
 - (2) 第3項の食品安全に関する民間認証等を新たに取得し又は更新し、かつ、第9条第2項第5号に規定する事項として第9条第1項の規定により公表されることを希望する場合
- 6 宣言の届出の提出は、名古屋市電子申請システム又は熱田保健センター健康安全課の

窓口に提出する方法のいずれかとする。

(認定)

第6条 市長は、宣言の届出について第4条で定める要件を確認し、要件を満たす場合は、第5条第1項の規定による届出を行った食品等事業者に対し、認定の決定を行う。

2 認定の事実の証明は、第9条に定める公表によって行う。

(認定を受けた食品等事業者の責務)

第7条 前条第1項の規定により認定を受けた食品等事業者（以下「認定事業者」という。）の認定に係る施設（以下「認定施設」という。）における責務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 認定施設において、第4条第1号の規定による宣言に基づき継続的に衛生管理を実施するよう努めること。
- (2) 本市が前号の衛生管理に関する計画及び記録等の提出を求めた場合には、それに応じること。
- (3) 本市が当該認定に係る指示等を行った場合には、それに応じること。

(認定マークの使用)

第8条 認定事業者は、次の各号に掲げる場合において認定マークを使用できるものとする。

- (1) 認定施設に掲示する場合
- (2) 認定施設で製造、調理又は加工した製品の容器包装に表示する場合
- (3) 認定施設で製造、調理又は加工した製品を販売する直営の販売店に掲示する場合
- (4) 認定施設で使用する配送車両又は運搬容器に表示する場合
- (5) 認定施設の印刷物、広告物、ホームページ又は社員の名刺等において、認定を取得していることを紹介する場合
- (6) その他市長が適当であると認める場合

2 認定事業者が認定マークを使用する際は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 宣言の届出に係る認定施設において使用すること。
- (2) 消費者に誤認を与えるような方法で認定マークを使用しないこと。
- (3) 認定マークを加工・編集・改ざんしないこと。

3 認定マークに関する一切の権利は、名古屋市に属するものとする。

4 認定マークの使用に起因する問題が生じた場合には、認定事業者が速やかに対処する責任を負い、名古屋市は一切の責任を負わないものとする。

5 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定マークの使用を終了しなければならない。

- (1) 第11条の規定に基づく承継の届出をした場合
- (2) 第12条の規定に基づく廃業の届出をした場合
- (3) 第13条の規定に基づく取下げの届出をした場合

(4) 第15条の規定により認定を取り消された場合

(公表)

第9条 市長は、施設にかかる情報を名古屋市公式ウェブサイトに掲載することにより、認定した事実を公表する。

2 前項に定める市長が公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 宣言の届出があった事実
- (2) 食品営業施設の所在地
- (3) 食品営業施設の名称、屋号又は商号
- (4) 業種
- (5) 食品安全に関する民間認証等の名称（有効期間内のものに限る。）

3 前項第4号に規定する業種は、本市が保有する営業許可及び届出に係る情報から引用するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公表を終了する。

- (1) 第11条の規定に基づく承継の届出があったとき。
- (2) 第12条の規定に基づく廃業の届出があったとき。
- (3) 第13条の規定に基づく取下げの届出があったとき。
- (4) 第15条の規定により認定を取り消したとき。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公表を中止又は行わないことができる。

- (1) 認定事業者による届出内容が事実と相違しているとき。
- (2) 認定事業者が第7条に規定する責務を果たさないとき。
- (3) 認定施設が休業等をしたとき。
- (4) 認定施設の営業実態が確認できないとき。
- (5) その他公表を継続することが適当でないと認められるとき。

(変更の届出)

第10条 認定事業者は、第5条第2項第1号及び第2号の届出内容に変更があったときは、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）第71条の届出を行う。

2 市長は、前項の届出をもって、変更の届出があったものとみなす。

(承継の届出)

第11条 認定事業者が認定施設の営業を譲渡し、又は認定事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、法第56条第2項又は第57条第2項の届出を行う。

2 市長は、前項の届出をもって、承継の届出があったものとみなす。

(廃業の届出)

第12条 認定事業者は、認定施設を廃業したときは、省令第71条の2の届出を行う。

2 市長は、前項の届出をもって、廃業の届出があったものとみなす。ただし、複数の業

種の営業許可を取得し、又は営業の届出を行っている認定施設において、一部の業種のみ省令第71条の2の届出を行った場合はこの限りでない。

- 3 市長は、認定施設に係る営業許可又は営業の届出が失効したとき（許可の有効期間満了後、引き続き当該営業に係る許可を取得した場合を除く。）は、廃業の届出があったものとみなす。ただし、複数の業種の営業許可を取得し、又は営業の届出を行っている認定施設において、一部の業種の営業許可又は営業の届出のみ失効した場合はこの限りでない。

（取下げの届出）

第13条 認定事業者は、第4条の認定要件を満たさなくなった場合には、取下げ届（様式第3号）により、速やかに名古屋市長あて取下げの届出を行うものとする。

- 2 取下げの届出は、名古屋市電子申請システム又は熱田保健センター健康安全課の窓口提出する方法のいずれかとする。

（認定の失効）

第14条 第11条の規定による承継の届出、第12条の規定による廃業の届出及び第13条の取下げの届出があった場合、第6条第1項による認定は失効する。

- 2 認定事業者がすでに第6条第1項の規定により認定を受けている施設について新たに第5条第1項の届出を行った場合、従前の認定は、新たな届出に対する認定と同時に失効する。

（認定の取消）

第15条 市長は認定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 法第59条から第61条までの規定又は旧法第54条から第56条までの規定に基づく行政処分を受けた場合
- (2) 食品衛生上、重大な事故を起こした場合
- (3) その他公衆衛生上、認定を取り消す必要が生じた場合

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第4号）を認定事業者に交付するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく認定を受けている施設は、当該認定にかかる有効期間にかかわらず、令和10年9月30日まで旧要綱に基づく認定施設とみなす。なお、認定基準については令和7年9月30日時点の内容とする。

- 3 施行日前に旧要綱に基づく認定を受けた食品営業施設における旧要綱第11条第3項、第12条から第14条まで、第16条（第11条第3項及び第12条から第14条までに係る部分に限る。）及び第17条から第20条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 市長は、第2項の適用を受ける認定事業者を経過措置適用通知書（附則様式第1号）及び認定証（附則様式第2号）を交付するものとする。
- 5 前項の規定により交付された認定証の再交付等については、旧要綱第15条及び第16条（第15条に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、旧要綱第15条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第4項」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

なごやHACCP自主管理宣言届出書

※ 記載いただいた個人情報、食の安全・安心の確保に関する業務に利用します。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地	
	(フリガナ)	
営業施設情報	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	
	郵便番号：	電話番号：
	施設の所在地	
認証	(フリガナ)	
	施設の名称、屋号又は商号	
同意	食品安全に関する民間認証等の名称	有効期間
	☐ ISO22000 ※（公財）日本適合性認定協会に認定された認証機関による認証又はそれと同等の認証に限る。 ☐ 世界食品安全イニシアチブ（GFSI）に承認された認証規格（名称：） ☐ JFS-B Plus規格 ☐ JFS-B規格	年 月 日から 年 月 日まで
届出者	要綱第4条関係	同意には ☒
	HACCPに沿った衛生管理を行っていることを宣言します。	☐
	この宣言に係る事務の遂行に必要な限度で、名古屋市が保有する営業許可及び届出に係る情報（個人情報を含む。）を利用することに同意します。	☐
届出者	名古屋市が、市公式ウェブサイトにおいて以下の事項を公表することに同意します。 ・宣言の届出事実 ・施設の所在地 ・施設の名称、屋号又は商号 ・業種（名古屋市が保有する営業許可及び届出に係る情報から引用します。） ・食品安全に関する民間認証等の名称	☐
	本制度による認定を取り消されたことはありません。あるいは、認定を取り消されたことがあります。その取消しの日から起算して1年を経過しています。	☐
	名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。	☐
届出者	(フリガナ)	電話番号
	担当者氏名	
通知	【通知用】電子メールアドレス：	
添付書類	☐ 自己点検票（様式第2号） ☐ 食品安全に関する民間認証等の名称及び有効期間を記入した場合は、証する書類の写し	

自己点検票（HACCPに沿った衛生管理）

「なごやHACCP自主管理宣言届出書」に記入した営業施設について、下表の全ての項目にチェック☑を入れられるか点検・確認のうえ、本票を添付して提出してください。

なお、全ての項目にチェック☑を入れられない場合は、認定を受けることができません。

	項目	内容	チェック欄 該当に☑
1	衛生管理計画の作成	衛生管理計画を作成している	☐
		作成した衛生管理計画について、食品又は添加物を取り扱う者及び関係者に周知を図っている	☐
		リスクが高い食品を扱う場合、リスク管理を行ったうえで提供している 例）加熱用の食材を生のまま提供せず、加熱して提供している	☐
2	必要に応じた手順書の作成	日常的な衛生管理が必要な施設設備や機械器具の使用手順、製造・加工・調理・運搬・貯蔵・販売等の手順を示した手順書を必要に応じて作成している	☐
		作成した手順書に従い、適切に作業を実施している	☐
3	教育訓練	食品取扱者、化学物質を取り扱う者に対して教育訓練を適切に実施している	☐
		教育訓練の効果について定期的に検証を行い、見直しを行っている	☐
4	実施状況の記録・保存	衛生管理の実施状況を記録している	☐
		記録の保存期間を定め、その期間中は記録を保存している	☐
5	効果の検証・見直し	衛生管理計画の効果を検証し、必要に応じて見直しを行っている	☐
		必要に応じて手順書の見直しを行っている	☐

備考

- 項目 2 ～ 5 については、新規施設等でこれから取り組む場合もチェック☑を入れて差し支えありません。
- 項目 2 及び 5 の下段については、自ら手順書を作成していない場合でも、食品等事業者団体が作成した業種別手引書（厚生労働省確認済）に掲載された手順書を用いて適切に作業を実施している場合や、手順書を作成していないことに適切な理由がある場合は、チェック☑を入れて差し支えありません。

名古屋市長

なごやHACCP自主管理宣言取下げ届

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第13条の規定により、次のとおり届出します。
※ 記載いただいた個人情報は、食の安全・安心の確保に関する業務に利用します。

届出者情報	郵便番号：		電話番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地			
	(フリガナ)			
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：	
	施設の所在地			
	(フリガナ)			
	施設の名称、屋号又は商号			
宣言	届出年月日			
取下げ事項	取下げ年月日			
	取下げ理由			
担当者	(フリガナ)		電話番号	
	担当者氏名			
通知	【通知用】電子メールアドレス：			

第 号

なごやHACCP自主管理宣言認定取消通知書

住所

氏名 様

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第15条第1項の規定により、
下記の認定を取り消したので通知します。

年 月 日

名古屋市長名 印

記

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称
- 3 届出年月日
- 4 取消理由

教示1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

第 号

名古屋市食品衛生自主管理認定施設
経過措置適用通知書

住所

氏名 様

年 月 日付けで認定しました下記施設の認定については、名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱附則第 2 項の規定により、令和 10 年 9 月 30 日まで有効と認めますので、同附則第 4 項の規定により通知します。

年 月 日

名古屋市長名 印

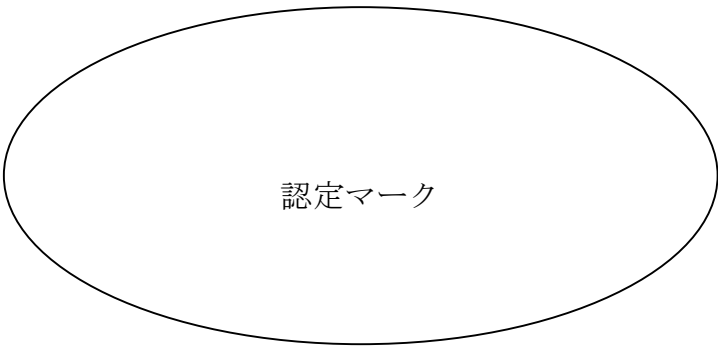
記

施設所在地：
施設の名称：
認定の対象等：
認定番号：

名古屋市食品衛生自主管理
認定証

住所

氏名



認定マーク

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱附則第 4 項の
規定により、次のとおり認定していることを証します。

令和 年 月 日

名古屋市長名

印

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称
- 3 認定の対象等
- 4 認定日
- 5 認定番号
- 6 有効期間

令和 年 月 日 から 令和 10 年 9 月 30 日まで

備考 有効期間には、名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱附則第 2 項の規定により
新たに有効となった期間を含みます。